九一・二五、九七・二五、一〇三・二五、一〇九・二五、一一五・二五、一二一・二五、一二七・二五、一三三・二五、一三九・二五、一四五・二五、一五一・二五、一五七・二五、一六五・二五、一七一・二五、一七七・二五、一八三・二五、一八九・二五、一九五・二五、二〇五・二五、二一一・二五、二一七・二五、二二三・二五、二二九・二五、二三五・二五、二四一・二五、二四七・二五、二五三・二五、二五九・二五、二六五・二五、二七一・二五、二七七・二五、二八三・二五、二八九・二五、二九五・二五、三〇一・二五、三〇七・二五、三一三・二五、三一九・二五、三二五・二五、三三一・二五、三三七・二五、三四三・二五、三四九・二五、三五五・二五、三六一・二五、三六七・二五、三七三・二五、三七九・二五、三八五・二五、三九一・二五、三九七・二五、四〇三・二五、四〇九・二五、四一五・二五、四二一・二五、四二七・二五、四三三・二五、四三九・二五、四四五・二五、四五一・二五、四五七・二五、四六三・二五、四六九・二五、四七五・二五、四八一・二五、四八七・二五、四九三・二五、四九九・二五、五〇五・二五、五一一・二五、五一七・二五、五二三・二五、五二九・二五、五三五・二五、五四一・二五、五四七・二五、五五三・二五、五五九・二五、五六五・二五、五七一・二五、五七七・二五、五八三・二五、五八九・二五、五九五・二五、六〇一・二五、六〇七・二五、六一三・二五、六一九・二五、六二五・二五、六三一・二五、六三七・二五、六四三・二五、六四九・二五、六五五・二五、六六一・二五、六六七・二五、六七三・二五、六七九・二五、六八五・二五、六九一・二五、六九七・二五、七〇三・二五、七〇九・二五、七一五・二五、七二一・二五、七二七・二五、七三三・二五、七三九・二五、七四五・二五、七五一・二五、七五七・二五、七六三・二五及び七六九・二五（いずれも（±）〇・〇一三までを含む。）メガヘルツ

2　前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該受信者端子を含む有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

（搬送波等の条件）

第二十二条　受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一　映像信号搬送波の周波数の許容偏差	（±）二〇キロヘルツ以内（ヘッドエンド以外の機器で周波数の変換が行われる映像信号搬送波の周波数については、別に定める値）
二　映像信号搬送波とこれに伴う音声信号搬送波の周波数間隔の許容偏差	（±）二キロヘルツ以内
三　ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性（映像信号搬送波の周波数を基準とする（一）五〇〇キロヘルツから（＋）四メガヘルツまでの間において、その映像信号搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。）	㈠　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータ（映像信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものに限る。以下この表において同じ。）を使用する有線放送設備の場合にあっては、（±）二デシベル以内 ㈡　㈠以外の場合にあっては、（一）四デシベル以上（＋）三デシベル以下
四　映像信号搬送波のレベル	㈠　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあっては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 A＝62＋10log₁₀（Z／75） B＝85＋10log₁₀（Z／75） ㈡　㈠以外の場合にあっては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 A＝60＋10log₁₀（Z／75） B＝85＋10log₁₀（Z／75）
五　映像信号搬送波のレベルの変動（交流電源に起因する電磁波によるものを除く。次項第一号において同じ。）	一分間において、四デシベル以内

六　映像信号搬送波のレベルと他の映像信号搬送波のレベルとの差	㈠　映像信号搬送波の周波数間隔が六・〇四六メガヘルツ以内の場合にあっては、三デシベル以内 ㈡　㈠以外の場合にあっては、一〇デシベル以内
七　映像信号搬送波のレベルと当該搬送波に伴う音声信号搬送波のレベルとの差（映像信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項から十の項まで並びに次項及び次条第二号において同じ。）	㈠　音声信号搬送波の周波数より一、五〇〇キロヘルツ（±）四七キロヘルツまでを含む。）高い周波数の映像信号搬送波が使用される場合にあっては、（一）一四デシベル以下 ㈡　㈠以外の場合にあっては、（一）一四デシベル以上（一）三デシベル以下
八　映像信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのもの（業務区域の全部が一の放送事業者の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン多重放送又はテレビジョン多重放送の同時再放送によるものを除く。）のレベルとの差	㈠　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあっては、（一）四〇デシベル以下 ㈡　㈠以外の場合にあっては、（一）三八デシベル以下
九　映像信号搬送波のレベルと相互変調による電磁波（色信号副搬送波と音声信号搬送波の相互変調による電磁波のうち、これらの搬送波の周波数の差に等しい周波数のものを除く。別図第九において同じ。）のレベルとの差	別図第九で示す値以下
十　映像信号搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十において同じ。）による電磁波のレベル（変調包絡線の最高尖頭（せん）における電磁波のレベルをいう。別図第十において同じ。）との差	別図第十で示す値以下
十一　混変調（二以上の変調波を一の増幅器で同時に増幅する場合において、増幅器の特性の非直線性により、一の変調波が他の変調波の変調信号によって変調される現象をいう。）による映像信号搬送波の変調度	㈠　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあっては、次に掲げる式により求められる値が（一）四二デシベル以下 20log₁₀〔（a－b）／a〕デシベル aは、映像信号搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、映像信号搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。 ㈡　㈠以外の場合にあっては㈠の式により求められる値が（一）四〇デシベル以下
十二　交流電源に起因する電磁波による映像信号搬送波の変調度	十一の項の式により求められる値は、次のとおりであること。 ㈠　電源の周波数が五〇ヘルツの場合 イ　当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあっては、（一）五二デシベル以下 ロ　イ以外の場合にあっては、（一）五〇デシベル以下